

令和 2 年

西条市議会第 5 回 9 月定例会提出議案書

(その 2)

西 条 市

目 次

議案第 97 号 財産の取得について 1

議案第 97 号

財産の取得について

次のとおり G I G A スクール用端末を取得するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年西条市条例第 48 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 1 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

- 1 取得物件
G I G Aスクール用端末

- 2 取得の方法
随意契約

- 3 取得金額
3 6 8 , 6 0 6 , 7 0 0 円

- 4 取得相手方
愛媛県今治市南大門町1丁目1番地の15
四国通建株式会社
代表取締役 高 木 康 弘

提案理由

G I G Aスクール用端末を取得することについて、議会の議決を求めようとするものである。

関係法令

西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。